

# おくだけレセプションサービス利用規約【現改比較表】2024年8月1日現在

～2024年7月31日

2024年8月1日～

## 第2条 (用語の定義)

⑧ 本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト  
 < [https://www.nttdocomo.co.jp/biz/special/topgun/product/product\\_07.html](https://www.nttdocomo.co.jp/biz/special/topgun/product/product_07.html) >  
 (当該URL配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。)をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め(本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。)も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。

⑨ 本サービスアプリ：本サービスを利用するために本端末(次号で定義) 又は契約者端末(第11号で定義) にインストールして使用する、以下各号に定める機能を有するアプリケーションソフトウェア「おくだけレセプションアプリ」をいいます。

⑩ 本端末：本サービスアプリがインストールされたディスプレイ端末機器 (次号で定義する契約者端末を除く) 及び通信用機器、電話機等ディスプレイ端末機器の周辺機器をいい、別途料金表に定めるものをいいます。

⑪ 契約者端末：本契約者が用意するディスプレイ端末機器をいいます。

## 追加

## 第2条 (用語の定義)

⑧ 本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト  
 < [https://www.ntt.com/business/services/okudake\\_reception.html](https://www.ntt.com/business/services/okudake_reception.html) > (当該URL配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。)をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め(本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。)も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。

⑨ 本サービスアプリ：本サービスを利用するために本端末(次号で定義)にインストールして使用する、以下各号に定める機能を有するアプリケーションソフトウェア「おくだけレセプションアプリ」をいいます。

⑩ 本端末：本サービスアプリがインストールされたディスプレイ端末機器及び通信用機器をいいます。

## 削除

⑪ 周辺機器：受話器等ディスプレイ端末機器の周辺機器をいいます。なお、周辺機器の内、受話器及びその付属品については、オプションにて提供するものとします。

<p>⑫ サービス基本料金：本契約者が、本サービスアプリの使用許諾を受ける対価として、第13条に従い毎月当社にお支払い頂く料金をいいます。</p> <p>⑬ 初期費用：<u>本端末</u>購入の対価及び本サービスアプリ等の初期設定（以下「初期設定」といいます）に係る費用として当社にお支払い頂く料金（初回の本端末設定にかかる機材費、設定費（人件費含む）、及び<u>設置場所</u>への送料を含みます）をいいます。</p>	<p>⑫ サービス基本料金：本契約者が、本サービスアプリの使用許諾を受ける対価として、第13条に従い毎月当社にお支払い頂く料金をいいます。</p> <p>⑬ 初期費用：<u>周辺機器</u>の購入の対価及び本サービスアプリ等の初期設定（以下「初期設定」といいます）に係る費用として当社にお支払い頂く料金（初回の本端末設定にかかる機材費、設定費（人件費含む）、及び<u>納入場所</u>への送料を含みます）をいいます。</p>
<p>第3条（本サービスの内容等）</p> <p>(1) 当社が利用契約に基づき提供する本サービスの内容は、以下各号に定めるとおりとし、その詳細は本サービスサイト上に定めるとおりとします。</p> <p>① <u>本端末</u>の提供</p> <p>② 本サービスアプリのインストールなどの初期設定</p> <p>③ 本サービスアプリの使用許諾</p> <p>④ キャラクターの発話内容の初期設定及びコンフィグ、独自キャラクター等画像の初期設定</p> <p>(2) 本サービスの利用可能地域（以下「利用可能地域」といいます。）は、日本国内とします。</p> <p>(3) 本契約者は、当社から購入する本端末<u>以外に、契約者端末（ディスプレイ端末機器を本契約者が用意する場合に限る）</u>及び本サービスの利用に必要な電源を自らの費用と責任にてご準備頂く必要があります。</p>	<p>第3条（本サービスの内容等）</p> <p>(1) 当社が利用契約に基づき提供する本サービスの内容は、以下各号に定めるとおりとし、その詳細は本サービスサイト上に定めるとおりとします。</p> <p>① <u>周辺機器</u>の提供</p> <p>② 本サービスアプリのインストールなどの<u>本端末に係る</u>初期設定</p> <p>③ 本サービスアプリの使用許諾</p> <p>④ キャラクターの発話内容の初期設定及びコンフィグ、独自キャラクター等画像の初期設定</p> <p>(2) 本サービスの利用可能地域（以下「利用可能地域」といいます。）は、日本国内とします。</p> <p>(3) 本契約者は、<u>第3条第1項第1号に基づき周辺機器を</u>当社から購入し、<u>本サービスアプリをインストール</u>する本端末及び本サービスの利用に必要な電源を自らの費用と責任にて<u>別途</u>ご準備頂く必要があります。</p>
<p>第4条（利用契約の成立）</p> <p>⑦ 当社において、<u>本端末</u>を調達できないおそれがあるとき。</p>	<p>第4条（利用契約の成立）</p> <p>⑦ 当社において、<u>周辺機器</u>を調達できないおそれがあるとき。</p>

<p>第6条 (利用契約変更)</p> <p>(1) 本契約者は、第7条第4項に基づく本サービスの利用開始後、本端末の台数を変更（以下「利用契約変更」といいます。）することを希望する場合は、利用申込書に必要な事項を記入し、当社に提出することで、利用契約変更に係る申込みを行うものとし、当社は、第4条第3項に該当する場合を除いてこれを承諾するものとしします。</p>	<p>第6条 (利用契約変更)</p> <p>(1) 本契約者は、第7条第6項に基づく本サービスの利用開始後、本端末の台数を変更（以下「利用契約変更」といいます。）することを希望する場合は、利用申込書に必要な事項を記入し、当社に提出することで、利用契約変更に係る申込みを行うものとし、当社は、第4条第3項に該当する場合を除いてこれを承諾するものとしします。</p>
<p>(3) 本契約者が、本端末を追加する利用契約変更を実施する場合、当社は、第7条（第4項を除く）に定める手順に従い、当該追加分の本端末を本契約者に対し納入します。なお、当該追加購入分の本端末に係る初期費用の支払いについては、第13条の規定を準用します。</p>	<p>(3) 本契約者が、本端末及び周辺機器を追加する利用契約変更を実施する場合、当社は、第7条（第6項を除く）に定める手順に従い、当該追加分の本端末及び周辺機器を本契約者に対し納入します。なお、当該追加分の本端末に係る初期費用及び周辺機器の支払いについては、第13条の規定を準用します。</p>
<p>第7条 (本端末の納入等)</p>	<p>第7条 (本端末の初期設定及び周辺機器の納入等)</p>
<p><u>追加</u></p>	<p>(1) 契約者は、第3条第3項に基づき契約者が自ら準備する本端末について、第3条第1項第2号に定める初期設定を行う目的で、当社が別途指定する方法で当社に送付するものとする。</p>
<p>(1) 当社は、本端末について、初期設定を完了したうえで利用契約その他当社が定める書面（以下「利用契約等」といいます。）に定める納入場所（以下「設置場所」といいます。）宛てに、当社所定の条件により送付するものとしします。なお、送付日は当社と本契約者の間で協議のうえ別途合意するものとしします。</p>	<p>(2) 当社は、前項に基づき受領した本端末について、初期設定を完了したうえで利用契約その他当社が定める書面（以下「利用契約等」といいます。）に定める納入場所宛てに、当社所定の条件により送付するものとしします。なお、送付日は当社と契約者の間で協議のうえ別途合意するものとしします。</p>
<p><u>追加</u></p>	<p>(3) 当社は、契約者が当社から購入する周辺機器について、利用契約等に定める納入場所宛に、当社所定の条件により送付するものとしします。なお、送付日は当社と契約者の間で協議のうえ別途合意するものとしします。</p>

<p>(2) 本契約者は、<u>前項</u>に従い<u>送付</u>された本端末について、当社所定の検査基準に従い受領日から起算して<u>10</u> 日以内に検査を行い、当該検査の結果を当社に通知するものとし、合格であった場合は、本通知をもって、当該本端末の<u>納入</u>が完了したものとします。なお、当該期間中に本契約者からの通知がなされなかった場合、当該期間の経過時をもって<u>当該本端末は合格である</u>ものとみなします。</p>	<p>(4) 本契約者は、<u>第2項</u>に従い<u>納入</u>された本端末<u>及び前項に従い納入された周辺機器</u>について、当社所定の検査基準に従い受領日から起算して<u>7</u> 日以内に検査を行い、当該検査の結果を当社に通知するものとし、合格であった場合は、本通知をもって、当該本端末の<u>初期設定及び周辺機器の納入</u>が完了したものとします。なお、当該期間中に本契約者からの通知がなされなかった場合、当該期間の経過時をもって<u>当該本端末の初期設定及び周辺機器の納入が完了した</u>ものとみなします。</p>
<p>(3) 前項に基づく受入検査の結果、<u>本端末が</u>不合格となった場合、当社は、交換対応を実施するものとし、本契約者は、<u>当該交換の完了後</u>、再度前項に定める受入検査を行うものとします。</p>	<p>(5) 前項に基づく受入検査の結果、不合格となった場合、当社は、<u>本端末については初期設定の再実施、周辺機器については</u>交換対応を<u>それぞれ</u>実施するものとし、本契約者は、<u>当該初期設定の再実施及び当該交換の完了後</u>、再度前項に定める受入検査を行うものとします。</p>
<p>(4) <u>第2項</u>に定める納入完了日をもって、本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）とします。</p>	<p>(6) <u>第4項</u>に定める納入完了日をもって、本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）とします。<u>ただし、初期設定を完了した本端末の納入日と周辺機器の納入日が異なる場合、両方の納入が完了した日を利用開始日とします。</u></p>
<p>(5) <u>本端末</u>の所有権は本条<u>第2項</u>に定める納入完了をもって、当社から本契約者に移転するものとします。</p>	<p>(7) <u>周辺機器</u>の所有権は本条<u>第4項</u>に定める納入完了をもって、当社から本契約者に移転するものとします。</p>
<p>(6) 本契約者は、納入場所における本端末<u>又は契約者端末</u>の設置及び電話帳への登録者データの登録を自らの費用と責任で実施するものとします。なお、電話帳へのデータ登録方法の詳細は、当社が別途本契約者に提供する本サービスの利用マニュアルに記載するものとします。</p>	<p>(8) 本契約者は、納入場所における本端末の設置及び電話帳への登録者データの登録を自らの費用と責任で実施するものとします。なお、電話帳へのデータ登録方法の詳細は、当社が別途本契約者に提供する本サービスの利用マニュアルに記載するものとします。</p>

<p>第8条（保証条件）</p> <p>(1) 本契約者は、<a href="#">本端末</a>について、何等かの不具合があることを発見したときは、<a href="#">前条第2項に定める納入完了日からディスプレイ端末機器については1年以内、通信用機器、電話機等ディスプレイ端末機器の周辺機器については6か月以内に、当社が別途定める受付窓口</a>（以下「窓口」といいます。）にその旨連絡するものとします。この場合、当社は、当該不具合を無償で修補するものとします。</p>	<p>第8条（保証条件）</p> <p>(1) 本契約者は、<a href="#">周辺機器</a>について、何等かの不具合があることを発見したときは、<a href="#">周辺機器の各メーカー所定の規定（以下「メーカー規定」といいます。）の無償保証期間内に、当社が当社所定の受付窓口</a>（以下「窓口」といいます。）にその旨連絡するものとします。この場合、当社は、<a href="#">メーカー規定の保証条件に基づき</a>、当該不具合を無償で修補するものとします。</p>
<p>(2) 次の各号の<a href="#">いずれかに該当する場合</a>には、前項に定める保証の適用対象外となります。</p> <p>① 本契約者が、購入した本端末を第三者へ転売した場合</p> <p>② 取扱上の不注意や誤りその他本契約者の責めに帰すべき事由による故障、損傷等の場合</p> <p>③ 天災、火災並びに公害又は異常電圧等指定外の環境下での使用、その他の外部要因による故障、損傷等の場合</p> <p>④ 利用可能地域外での使用による故障、損傷等の場合</p> <p>⑤ 契約者端末の故障、損傷等に起因する場合</p>	<p>(2) 次の各号の<a href="#">いずれかに該当する場合のほか、メーカー規定に定める場合</a>には、前項に定める保証の適用対象外となります。</p> <p>① 本契約者が、購入した本端末を第三者へ転売した場合</p> <p>② 取扱上の不注意や誤りその他本契約者の責めに帰すべき事由による故障、損傷等の場合</p> <p>③ 天災、火災並びに公害又は異常電圧等指定外の環境下での使用、その他の外部要因による故障、損傷等の場合</p> <p>④ 利用可能地域外での使用による故障、損傷等の場合</p> <p>⑤ 契約者端末の故障、損傷等に起因する場合</p>
<p>(3) 第1項に定める期間の経過後に、本契約者が本端末について、何等かの不具合があることを発見したとき又は、前項各号に該当する場合、本契約者は、自らの費用負担で当社に当該不具合の修補（以下「有償修補」といいます。）を委託することができるものとし、有償修補の実施を希望する本契約者は、窓口はその旨連絡するものとします。</p>	<p><a href="#">削除</a></p>

<p>(4) 前項に定める有償修補の実施依頼の連絡を受けた場合、当社は、不具合の原因調査等に係る費用の見積り（以下「初期見積」といいます。）を本契約者に提示し、本契約者がこれに同意した場合は、本契約者は、当社が別途指定する当社の委託先（以下「修補業者」といいます。）に、本端末を送付するものとします。修補業者は、当該不具合の原因調査及び不具合解消に係る費用の算出を実施し、当社から本契約者にその結果（以下「修補見積」といいます。）を通知するものとします。本契約者は、修補見積の内容及び有償修補の実施について合意する場合、修補見積の受領から10営業日以内に、当社にその旨を通知するものとし、当該通知をもって有償修補の契約が成立するものとします。なお、本契約者が修補見積の内容に合意せず、有償修補の実施を希望しない場合、修補業者は、直ちに本端末を本契約者に返還するものとします。</p>	<p><a href="#">削除</a></p>
<p>(5) 当社は、有償修補が完了した場合、有償修補完了後の本端末及び有償修補の費用に係る請求書を本契約者から通知を受けている住所宛に、委託先から郵送する方法で送付します。なお、有償修補に係る費用の支払いについては、第13条第7項の規定を準用します。</p>	<p><a href="#">削除</a></p>
<p>(6) 第4項に定める修補見積の結果、本契約者が有償修補の実施を希望しない場合であっても、本契約者は、初期見積に定める不具合の原因調査に係る費用を支払う義務を負うものとします。この場合、当社は、本契約者から有償修補の実施を希望しない旨の通知を受けてから10営業日以内に不具合の原因調査の費用に係る請求書を本契約者に送付するものとし、本契約者は、第13条第7項の規定の規定に従いこれを支払うものとします。</p>	<p><a href="#">削除</a></p>
<p><a href="#">追加</a></p>	<p>(3) 本契約者は、本端末の修補、交換に伴う初期設定を依頼する場合、窓口はその旨連絡するものとします。その場合、前条第4項に定める納入完了日から1年以内は無償とし、それ以降は当社所定の費用が発生するものとします。なお、当社は、前条（第6項及び第7項を除く）に定める手順に従い、当該初期設定を行った本端末を本契約者に対し納入します。</p>

<p>(7) 当社は、本契約者に対して、本条に定める範囲を超えて、<u>本端末及び契約者端末</u>の故障、損傷、不具合等に関して、修補、交換その他損害賠償等の責任を負わないものとします。</p>	<p>(4) 当社は、本契約者に対して、本条に定める範囲を超えて、<u>周辺機器</u>の故障、損傷、不具合等に関して、修補、交換その他損害賠償等の責任を負わないものとします。</p>
<p>第9条（本サービスアプリの<u>修補</u>等）</p>	<p>第9条（本サービスアプリに<u>係る免責</u>等）</p>
<p>(1) 当社は、前条第4項に定める検査の結果、当該不具合の原因が本サービスアプリにあるとわかった場合で、当該不具合が重大であると認めるときは、前条の定めに関わらず、無償で不具合のない本サービスアプリを提供し、又は本サービスアプリを修補するものとします。なお、この場合、初期見積に定める不具合の原因調査に係る費用は請求しないものとします。</p>	<p><u>削除</u></p>
<p><u>追加</u></p>	<p>(1) 当社は、本サービスアプリの利用により生じる結果について、本契約者に対し、本サービスアプリの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他原因を問わず、責任を負わないものとします。</p>
<p>(2) <u>前項の定めにかかわらず</u>、当社は、当社の都合（本サービスの全部又は一部の変更又は廃止の場合を含みます。）により、本サービスアプリに係る機能の全部又は一部を変更し、又は廃止する場合があります。この場合、当社は、本契約者の本端末<u>又は契約者端末上</u>の本サービスアプリを変更し、又は消去することがあります。</p>	<p>(2) 当社は、当社の都合（本サービスの全部又は一部の変更又は廃止の場合を含みます。）により、本サービスアプリに係る機能の全部又は一部を変更し、又は廃止する場合があります。この場合、当社は、本契約者の本端末の本サービスアプリを変更し、又は消去することがあります。</p>
<p>(3) 前二項の場合において、本契約者は、本サービスアプリの交換又は修補が完了するまでの間、本サービスを利用できない場合があります。</p>	<p><u>削除</u></p>
<p>第10条（本サービスアプリの使用許諾等）</p> <p>(1) 当社は、利用契約の有効期間中、本契約者に対して、本サービスを利用する目的で、利用可能地域内で本サービスアプリを本端末上<u>又は契約者端末上</u>で使用することができる、非独占的かつ譲渡不可の権利を許諾するものとします。</p>	<p>第10条（本サービスアプリの使用許諾等）</p> <p>(1) 当社は、利用契約の有効期間中、本契約者に対して、本サービスを利用する目的で、利用可能地域内で本サービスアプリを本端末上で使用することができる、非独占的かつ譲渡不可の権利を許諾するものとします。</p>
<p>第13条（利用料金等）</p>	<p>第13条（利用料金等）</p>

<p>(3) 当社は、第7条第4項に定める利用開始日から14日以内に、初期費用に係る請求書を本契約者に送付するものとします。</p>	<p>(3) 当社は、第7条第6項に定める利用開始日から当社所定の期間以内に、初期費用に係る請求書を本契約者に送付するものとします。</p>
<p>(4) 当社は、利用開始日の翌々月以降、毎月15日までに前月分のサービス基本料金に係る請求書を本契約者に送付するものとします。</p>	<p>(4) 当社は、利用開始日の翌々月以降、当社所定の期間以内に前月分のサービス基本料金に係る請求書を本契約者に送付するものとします。</p>
<p>(5) 本契約者が希望する場合、当社と別途合意する期間(以下「一括支払い期間」といいます。)中のサービス基本料金を一括でお支払い頂くことができます。この場合、本契約者は、利用申込書にてその旨申込みを行うものとし、当社は、第7条第4項に定める利用開始日から14日以内に、別途合意した一括支払い期間に係るサービス基本料金(以下「一括使用料」といいます。)についての請求書を、第4項に定める初期費用に係る請求書とあわせて、本契約者に送付するものとします。なお、本契約者が本項に基づき一括使用料を支払った場合は、第20条の定めに基づく利用契約の解約その他理由を問わず利用契約が途中で終了した場合であっても、お支払い済みの一括使用料の返金は行わないものとします。</p>	<p>(5) 本契約者が希望する場合、当社と別途合意する期間(以下「一括支払い期間」といいます。)中のサービス基本料金を一括でお支払い頂くことができます。この場合、本契約者は、利用申込書にてその旨申込みを行うものとし、当社は、第7条第6項に定める利用開始日から当社所定の期間以内に、別途合意した一括支払い期間に係るサービス基本料金(以下「一括使用料」といいます。)についての請求書を、第3項に定める初期費用に係る請求書とあわせて、本契約者に送付するものとします。なお、本契約者が本項に基づき一括使用料を支払った場合は、第20条の定めに基づく利用契約の解約その他理由を問わず利用契約が途中で終了した場合であっても、お支払い済みの一括使用料の返金は行わないものとします。</p>
<p>(6) 当社は、前項に定める一括支払い期間終了日から14日以内に、次の一括支払い期間中の一括使用料に係る請求書を送付するものとし、以降の一括支払い期間終了時においても同様とします。なお、当該本契約者が、一括支払い期間の変更又は支払方法の月払いへの変更を希望する場合には、一括支払い期間終了の45日前までに当社にその旨を通知するものとします。</p>	<p>(6) 当社は、前項に定める一括支払い期間終了日から当社所定の期間以内に、次の一括支払い期間中の一括使用料に係る請求書を送付するものとし、以降の一括支払い期間終了時においても同様とします。なお、当該本契約者が、一括支払い期間の変更又は支払方法の月払いへの変更を希望する場合には、一括支払い期間終了の45日前までに当社にその旨を通知するものとします。</p>
<p>(7) 本契約者は、本条第3項乃至第7項に基づき当社が発行する請求書記載の日付から45日以内に、当該請求書記載の料金をその金額に課税される消費税相当額とともに、当社指定の口座に振込む方法、又は払込票による支払方法によって支払うものとします。</p>	<p>(7) 本契約者は、本条第3項乃至第6項に基づき当社が発行する請求書記載の日付から45日以内に、当該請求書記載の料金をその金額に課税される消費税相当額とともに、当社指定の口座に振込む方法、又は払込票による支払方法によって支払うものとします。</p>
<p>(10) 本サービスの利用には、別途本端末又は契約者端末の通信に係る通信料金が発生します。</p>	<p>(10) 本サービスの利用には、別途本端末の通信に係る通信料金が発生します。</p>

<p>第14条（禁止事項）</p> <p>⑧ 本サービス及び、本端末を利用可能地域以外の地域で利用する行為</p>	<p>第14条（禁止事項）</p> <p>⑧ 本サービス、本端末及び周辺機器を利用可能地域以外の地域で利用する行為</p>
<p>第15条（個人情報等）</p> <p>当社は、本サービスの提供にあたり、申込者及び本契約者から取得する個人情報を、当社が別に定める「プライバシーポリシー」&lt;<a href="https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/">https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/</a>&gt;（当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）に掲げる目的で当該目的達成に必要な範囲で利用します。</p>	<p>第15条（個人情報等）</p> <p>当社は、本サービスの提供にあたり、申込者及び本契約者から取得する個人情報を、当社が別に定める「プライバシーポリシー」&lt;<a href="https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html">https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html</a>&gt;（当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）に掲げる目的で当該目的達成に必要な範囲で利用します。</p>
<p>第25条（通知）</p> <p>(1) 当社は、本サービス又は本端末に関する本契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。</p> <p>① 本契約者が利用契約に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知</p> <p>② 本契約者が当社に届け出ているメールアドレスへの電子メールによる通知</p> <p>③ その他当社が適当と判断する方法</p>	<p>第25条（通知）</p> <p>(1) 当社は、本サービス又は本端末及び周辺機器に関する本契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。</p> <p>① 本契約者が利用契約に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知</p> <p>② 本契約者が当社に届け出ているメールアドレスへの電子メールによる通知</p> <p>③ その他当社が適当と判断する方法</p>
	<p><u><a href="#">附則（2024年8月1日）</a></u></p> <p><u><a href="#">この改定による本規約は、2024年8月1日より実施します。</a></u></p>